

浦添市育英会 給付選考基準表

○学力について

高等学校等における第2学年から申請時までの学業成績の評定平均値が、5段階(又は5段階評価換算)でおおむね4.0以上あること

○経済的理由により修学困難と認められる者の収入基準について

申込本人の生計を維持する者(父母又は父・母がいない場合には代わって生計を維持する者)の1年間の総収入から必要な経費(給与所得の場合は、別表2に掲げる算式により算出した控除額)及び別表3の特別控除額を控除した額が、別表1の収入基準額以下であること。

認定所得金額	<	収入基準額
--------	---	-------

認定所得金額 = 【A】所得金額(父母等の合計) - 特別控除額(別表3)

【A】所得金額 (1年間の総収入 - 必要な経費)

1. 給与所得の場合 (給与、年金収入)

所得金額 = 年間収入金額から別表2の控除額を控除した額

2. 給与所得以外の場合 (営業収入等)

所得金額 = 所得証明書に証明された所得額の万円未満を切り捨てた額

3. 同一人物で給与所得と給与以外の所得がある場合

所得金額 = 上記1で算出した額と上記2で算出した額の合計額

「別表1」収入基準額

世帯人員	高等専門学校 収入基準額	大学・専修学校の専門課程 収入基準額	備考
1	1,030,000	1,390,000	※世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに高等専門学校は110,000円、大学・専修学校の専門課程の場合は、120,000円を世帯人員7人の基準額に加算する。
2	1,650,000	1,980,000	
3	1,900,000	2,120,000	
4	2,060,000	2,290,000	
5	2,210,000	2,390,000	
6	2,340,000	2,500,000	
7	2,460,000	2,620,000	

「別表2」給与所得の場合による所得控除額

(A)

年間収入金額	控除する額
268万円未満	年間収入額＝控除額
268万円以上～400万円未満の場合	年間収入額×0.2+214万円
400万円以上～781万円未満の場合	年間収入額×0.3+174万円
781万円以上	408万円

(B)

年間収入金額	控除する額
65万円以下	年間収入額＝控除額
65万円を超え180万円以下の場合	年間収入額×0.4（ただし、控除額が65万円未満の場合は65万円）
180万円を超え360万円以下の場合	年間収入額×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下の場合	年間収入額×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	年間収入額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下の場合	年間収入額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

※ 給与所得の年間収入金額が多い者にあつては(A)の表、少ない者にあつては(B)の表を適用する。

「別表3」特別控除額

区分	特別の事情		特別控除額				
世帯対象	(1)母子・父子家庭		990,000				
	(2)就学者のいる世帯 (出願者本人は含めない) 児童・生徒学生1人につき		小学校(児童一人につき)		310,000		
			中学校(生徒一人につき)		460,000		
					自宅	自宅外	
			高等学校	国公立	390,000	690,000	
				私立	880,000	1,180,000	
			高等専門学校	国公立	430,000	720,000	
				私立	880,000	1,180,000	
			大学	国公立	740,000	1,210,000	
				私立	1,330,000	1,800,000	
			専修学校	高等過程	国公立	390,000	690,000
					私立	880,000	1,180,000
				専門課程	国公立	360,000	810,000
					私立	1,020,000	1,470,000
(3)障がい者のいる世帯		障がい者1人につき		990,000			
(4)長期療養者のいる世帯		療養の為、経常的に特別な支出をしている金額					
(5)主たる家計支持者が別居している世帯		別居の為特別に支出している額(上限710,000円)					
(6)火災、風水害、盗難等の被害世帯		日常生活に必要な資材・生活費を得る為の基本的な生産手段(田畑・店舗等)に被害があり、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額					
本人対象	(7)進学者本人		740,000				